

委任状

令和 年 月 日

十和田市長 様

〒 -

委任者 本社所在地
商号または名称
代表者職氏名

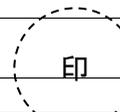


私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 委任期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)
2. 委任事項 該当する項目にチェックを入れてください。
 - ① 入札及び見積に関する事。
 - ② 契約の締結に関する事。
 - ③ 契約代金の請求に関する事。
 - ④ 契約代金の受領に関する事。
 - ⑤ 復代理人の選任に関する事。
 - ⑥ その他上記で委任した事項に付帯する一切の事項に関する事。

〒 -

(フリガナ)
受任者 所在地
(フリガナ)
商号または名称
(フリガナ)
役職名・氏名
電話番号
FAX番号

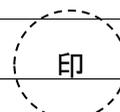


※ 契約の締結、契約代金の請求、受領等が上記受任者と異なる場合に記入してください。
ただし、委任者が契約の締結、契約代金の請求、受領等をする場合は、記入不要です。

- ① 契約の締結に関する事。
- ② 契約代金の請求に関する事。
- ③ 契約代金の受領に関する事。

〒 -

(フリガナ)
受任者 所在地
(フリガナ)
商号または名称
(フリガナ)
役職名・氏名
電話番号
FAX番号



使用印鑑届

次の印鑑は、本社代表者または受任者が入札及び見積への参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領等のために使用しますので、お届けします。



社印(角印)は、使用印とともに全ての提出書類に使用する場合のみ押印

法人の場合 ... 商号・代表者(受任者)の役職名が入った印鑑を押印
委任状を提出する場合は受任者の印と一致すること

個人の場合 ... 商号・代表者(受任者)の役職名が入った印鑑又は個人印を押印

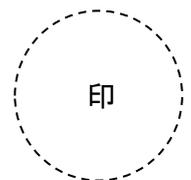
令和 年 月 日

〒 —

本社所在地

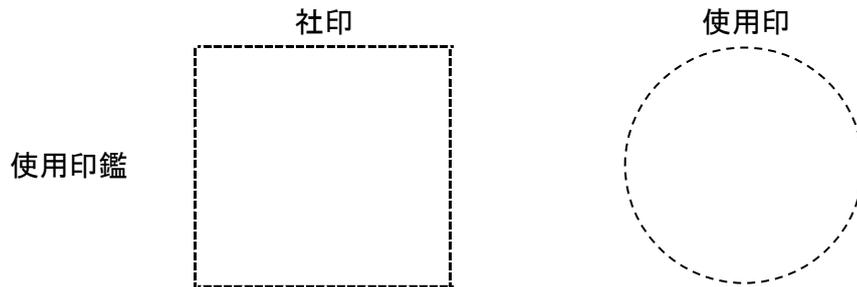
申請者 商号または名称

代表者職氏名



使用印鑑届

次の印鑑は、本社代表者または受任者が代金の請求及び受領等のために使用しますので、お届けします。



社印(角印)は、使用印とともに全ての提出書類に使用する場合のみ押印

法人の場合 ... 商号・代表者(受任者)の役職名が入った印鑑を押印
委任状を提出する場合は受任者の印と一致すること

個人の場合 ... 商号・代表者(受任者)の役職名が入った印鑑又は個人印を押印

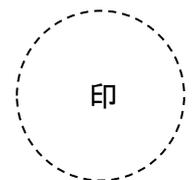
令和 年 月 日

〒 —

本社所在地

申請者 商号または名称

代表者職氏名



(様式13号)

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

(税込 ・ 税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工 事 場 所 の 都 道 府 県 及 市 町 村 名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額 (千 円)		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理 技術者の別 (該当箇 所にレ印を記載)	千円	うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月	
主任 技術者	監理 技術者	千円									
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月

小計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

合計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

(様式13号)

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 本表は、経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しで代替することができる。

コード	資格区分	建設業の種類																												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	石	屋	電	管	夕	鋼	防	鋪	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗	舗
81	鉄工（注4）・製罐											7																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注5）											7																		
83	工場板金																7													
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（注6）							7								7														
85	板金・板金工・打出し板金															7														
86	かわらぶき・スレート施工							7																						
87	ガラス施工																		7											
88	塗装（注8）・木工塗装・木工塗装工																		7											
89	建築塗装・建築塗装工																		7											
90	金属塗装・金属塗装工																		7											
91	噴霧塗装																		7											
67	路面標示施工																		7											
92	墨製作・畳工																													
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
94	熱絶縁施工																					7								
95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																						7						7	
96	造園																										7			
97	防水施工																			7										
98	さく井																												7	
61	地すべり防止工事士【1年】								7																				7	
40	基礎施工士（基礎ぐい工事）								7																					
62	建築設備士【1年】											7	7																	
63	計装士【1年】											7	7																	
60	解体工事施工士																													7
	登録電気工事基幹技能者											7																	7	
	登録橋梁基幹技能者								7				7																	
	登録造園基幹技能者																												7	
	登録コンクリート圧送基幹技能者								7																					
	登録防水基幹技能者																													
	登録トンネル基幹技能者								7																					
	登録建設塗装基幹技能者																													
	登録左官基幹技能者								7																					
	登録機械土工基幹技能者								7																					
	登録海上起重基幹技能者																													
	登録PC基幹技能者								7																					
	登録鉄筋基幹技能者																													
	登録圧接基幹技能者																													
	登録型枠基幹技能者								7																					
	登録配管基幹技能者																													
	登録窯・土工基幹技能者								7																					
	登録切断穿孔基幹技能者								7																					
	登録内装仕上げ工事基幹技能者																													
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
	登録エクステリア基幹技能者								7	7																				
	登録建築板金基幹技能者																													
	登録外壁仕上げ基幹技能者								7																					
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																													
	登録グラウト基幹技能者																													
	登録冷凍空調基幹技能者																													
	登録運動施設基幹技能者																													
	登録基礎土工基幹技能者																													
	登録タイル張り基幹技能者																													
	登録標識・路面標示基幹技能者																													
	登録消火設備基幹技能者																													
	登録建築大工基幹技能者																													
	登録硝子工事基幹技能者																													
	登録土工基幹技能者																													
	登録ALC基幹技能者																													
	登録圧入工基幹技能者																													
	登録送電線工事基幹技能者																													
	登録さく井基幹技能者																													
	登録ウレタン断熱基幹技能者																													
	登録発破・破砕基幹技能者																													
	登録建築測量基幹技能者																													
	登録解体基幹技能者																													
	登録あと施工アンカー基幹技能者																													
	登録計装基幹技能者																													
	登録土質改良基幹技能者																													
	登録都市トンネル基幹技能者																													
	登録潜函基幹技能者																													
	登録道路等法面保護基幹技能者																													
	登録斜面防災基幹技能者																													
	登録石材施工基幹技能者																													

備考
・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 平成27年度までの合格者については、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
(注2) 当該試験合格後に、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
(注3) 配管・職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
(注4) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
(注5) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
(注6) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
(注7) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
(注8) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
(注9) 電気通信：電気工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	石	電	電	密	タ	鋼	筋	舗	舗	舗	方	防	内	煙	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
職業能力開発促進法	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																												
	80	石工・石材施工・石積み																												
	81	鉄工（注4）・製罐																												
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注5）																												
	83	工場板金																												
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（注6）																												
	85	板金・板金工・打出し板金																												
	86	かわらぶき・スレート施工																												
	87	ガラス施工																												
	88	塗装（注8）・木工塗装・木工塗装工																												
	89	建築塗装・建築塗装工																												
	90	金属塗装・金属塗装工																												
	91	噴霧塗装																												
	67	路面標示施工																												
	92	塗製作・塗工																												
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																												
	94	熱絶縁施工																												
	95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												
96	造園																													
97	防水施工																													
98	さく井																													
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経歴1年以上。	61	地すべり防止工工事【1年】																												
	40	基礎施工工（基礎ぐい工事）																												
	62	建築設備士【1年】																												
	63	計装士【1年】																												
	60	解体工事施工士																												
登録技能者	種目	36	登録電気工事基幹技能者																											
		36	登録橋梁基幹技能者																											
		36	登録造園基幹技能者																											
		36	登録コンクリート圧送基幹技能者																											
		36	登録防水基幹技能者																											
		36	登録トンネル基幹技能者																											
		36	登録建設塗装基幹技能者																											
		36	登録左官基幹技能者																											
		36	登録機械土工基幹技能者																											
		36	登録海上起重基幹技能者																											
		36	登録PC基幹技能者																											
		36	登録鉄筋基幹技能者																											
		36	登録圧接基幹技能者																											
		36	登録型枠基幹技能者																											
		36	登録配管基幹技能者																											
		36	登録高・土工基幹技能者																											
		36	登録切断穿孔基幹技能者																											
		36	登録内装仕上工事基幹技能者																											
		36	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											
		36	登録エクステリア基幹技能者																											
		36	登録建築板金基幹技能者																											
		36	登録外壁仕上基幹技能者																											
		36	登録ダクト基幹技能者																											
		36	登録保温保冷基幹技能者																											
		36	登録グラウト基幹技能者																											
		36	登録冷凍空調基幹技能者																											
		36	登録運動施設基幹技能者																											
		36	登録基礎工基幹技能者																											
		36	登録タイル張り基幹技能者																											
		36	登録標識・路面標示基幹技能者																											
		36	登録消火設備基幹技能者																											
		36	登録建築大工基幹技能者																											
		36	登録硝子工事基幹技能者																											
		36	登録土工基幹技能者																											
		36	登録ALC基幹技能者																											
		36	登録圧入工基幹技能者																											
36	登録送電線工事基幹技能者																													
36	登録さく井基幹技能者																													
36	登録ウレタン断熱基幹技能者																													
36	登録発破・破砕基幹技能者																													
36	登録建築測量基幹技能者																													
36	登録解体基幹技能者																													
36	登録あと施工アンカー基幹技能者																													
36	登録計装基幹技能者																													
36	登録土質改良基幹技能者																													
36	登録都市トンネル基幹技能者																													
36	登録潜函基幹技能者																													
36	登録道路等法面保護基幹技能者																													
36	登録斜面防災基幹技能者																													
36	登録石材施工基幹技能者																													
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）																												

備考
・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経歴年数です。
資格証等の写しの他に様式第九号（実務経歴証明書）が必要となります。

- (注1) 平成27年度までの技術検定合格者については、当該技術検定合格後、解体工事に関し1年以上の実務経歴又は登録解体工事の受講が必要
- (注2) 当該第二次試験に合格後、解体工事に関し1年以上の実務経歴又は登録解体工事の受講が必要
- (注3) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注5) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工固作成業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注6) 板金・板金工：屋根工事の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注7) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注8) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- (注9) 電気通信：電気工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年4月1日以前に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）

誓 約 書

私は、競争入札参加資格申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

また、確認のため、十和田警察署又は青森県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、照会で確認された情報は、今後、私が市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の利用等をしている者
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしている者
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしている者
 - (5) 暴力団と交際している者
- 2 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有していません。

令和 年 月 日

十和田市長 様

〒

本 社 所 在 地

商 号 又 は 名 称

フリカゝナ

代 表 者 職 氏 名

⑩

代 表 者 生 年 月 日 T・S・H 年 月 日

代 表 者 性 別 男 ・ 女

(様式16号)

社会保険等の適用を受けないことの申立書

令和8年度の競争入札参加資格申請をするにあたり、下記のとおり申し出ます。

また、記載の内容について事実と相違ないことを誓約します。

この内容に虚偽の記載があり、又はこの誓約に反したことにより、発注者が行う一切の措置について異議を一切申し立てません。

記

該当する□欄に、レ印を入れてください。

(健康保険)

- 常用労働者5人未満の個人事業所であるため。
- 年金事務所において健保適用除外の承認を受けた法人事業所または常用労働者5人以上の個人事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合の記載例

例：令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課〇〇氏）に問い合わせを行い、判断しました。

(厚生年金保険)

- 常用労働者5人未満の個人事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合の記載例

例：令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課〇〇氏）に問い合わせを行い、判断しました。

(雇用保険)

- 役員だけの法人であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合の記載例

例：令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課〇〇氏）に問い合わせを行い、判断しました。

令和 年 月 日

十和田市長 様

〒

本社所在地

(申請者) 商号または名称

代表者職氏名

印

受 領 書

下記の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を受領しました。

申請書を審査した結果、競争参加資格があると認定された場合は、令和8年4月1日付けで「工事業者格付表」及び「物品・建設コンサルタント等業者名簿」に登載となり、それぞれ当市ホームページで公表します。

<ホームページアドレス> <https://www.city.towada.lg.jp/>

業種区分

登録有効期間

建設工事

令和8年 4月 1日から
令和9年 3月31日まで(1年間)

※工事は毎年申請が必要ですのでご注意ください。

測量・建設コンサル等

令和8年 4月 1日から
令和9年 3月31日まで(1年間)

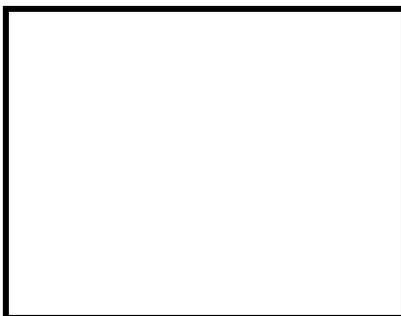
物品等

令和8年 4月 1日から
令和9年 3月31日まで(1年間)

業者名 _____ 様

(上記へ名称又は商号を記入してください)

受付印



〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市 総務部 管財課 契約係
<TEL> 0176-51-6714
<FAX> 0176-25-2049

注意

- (1)申請時に持参してください。
- (2)郵送により申請する場合は、受領書(A4)と返信用封筒(切手貼付)もしくは受領書(ハガキ)を葉書裏面に印刷したものを同封してください。

受領書

下記の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を受領しました。

業種区分

登録有効期間

建設工事

令和8年4月1日から

令和9年3月31日まで

※工事は毎年申請が必要ですのでご注意ください。

測量・建設コンサル等

令和8年4月1日から

令和9年3月31日まで

物品等

令和8年4月1日から

令和9年3月31日まで

受付印



〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市 総務部 管財課 契約係

TEL 0176-51-6714

FAX 0176-25-2049